

## 東京年休裁判控訴審 逆転不当判決！

東京年休裁判は2月28日、東京高裁で控訴審判決があり、高裁は地裁判決を取り消す不当判決を言い渡しました。

東京地裁判決は、恒常的要員不足の認定と勤務日5日前の時季変更権行使を不適切であるとして、被告会社に対して原告6名全員への損害賠償の支払いを命じるものでした。

しかし、高裁はこれをすべて否定したばかりか、会社の過失による年休処理失念に伴い、取れるはずの年休が取れなかった原告広瀬さんに対しても「予定をキャンセルした証拠もない」との理由を付けて損害賠償を取り消したものです。

昨年7月の大阪地裁判決同様に、年休制度の趣旨を踏まえることなく、会社主張を全面的に認め、会社勝訴のために理由付けしているものと言わざるを得ません。

労働基準法で認められた権利にとどまらず、憲法で認められた基本的人権を否定する企業経営者・経済団体への大付度判決を私たちは怒りを込めて糾弾します。